

社会福祉法人福智会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福智会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び交通費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事を言う。

(理事会及び評議員会への交通費)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の交通費)

第4条 理事長の報酬は、月次報酬とし、理事会で決定する。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の名を受けて法人業務及び事業の運営の為の業務にあたった場合には、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の名を受けて法人及び事業の運営の為の業務にあたった場合には、別表2により報酬を払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合には、別表3により報酬及び交通費を支払うことができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程に適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

平成25年5月29日より施行する。

平成30年4月1日より施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報酬
理事会出席	5,340 円
評議員会出席	5,340 円

別表2（第4条関係）

名 称	報酬
理事及び評議員業務	5,340 円

別表3（第5条関係）

名 称	報酬
監事監査指導報酬	15,473 円